

お客さま各位

株式会社 北日本銀行

金融商品仲介業務における「最良執行方針」の改訂のお知らせ

平成 30 年 4 月 1 日付で金融商品仲介業務における「最良執行方針」を改訂いたしますのでお知らせいたします。

改訂内容につきましては、次頁以降の改訂前後表をご確認ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社北日本銀行 事務システム部 事務統括グループ（担当：勝山）

電話 フリーダイヤル 0120-438-551（平日 9：00～17：00）

「最良執行方針」改訂前後表

株式会社 北日本銀行
平成 17 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 4 月 1 日改訂

改訂前	改訂後
<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。当行では、お客様から次の対象銘柄の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従います。</p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) <u>グリーンシート</u>銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>当行は金融商品仲介業務としてお客様の注文を取り扱うこととしております。したがって、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて当行が契約する証券会社（以下「委託金融商品取引業者」という）に当該注文を取次ぐこととします。委託金融商品取引業者は、同社の定めた執行方針に基づき執行を行います。<u>なお、当行が注文を取次ぐ委託金融商品取引業者の最良執行方針は別添のとおりです。</u></p> <p>(2) 取扱有価証券（<u>グリーンシート</u>銘柄）</p> <p>当行では、委託金融商品取引業者が当該銘柄の<u>取扱い</u>を行っている場合のみ、委託金融商品取引業者に注文を取次ぎます。</p>	<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。当行では、お客様から次の対象銘柄の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従います。</p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券及び E T F（<u>株価指数連動型投資信託受益証券</u>）、R E I T（<u>不動産投資信託の受益証券</u>）等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) <u>フェニックス</u>銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>当行は金融商品仲介業務としてお客様の注文を取り扱うこととしております。したがって、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて当行が契約する証券会社（以下「委託金融商品取引業者」という）に当該注文を<u>取り次ぐ</u>こととします。委託金融商品取引業者は、同社の定めた執行方針に基づき執行を行います。</p> <p>(2) 取扱有価証券（<u>フェニックス</u>銘柄）</p> <p>当行では、委託金融商品取引業者が当該銘柄の<u>取扱い</u>を行っている場合のみ、委託金融商品取引業者に注文を<u>取り次ぎ</u>ます。</p>

改訂前	改訂後
<p data-bbox="261 210 785 291"><u>委託金融商品取引業者の最良執行方針は別添のとおりです。</u></p> <p data-bbox="156 353 501 385">3. 当該方法を選択する理由</p> <p data-bbox="204 400 785 528">当行は、金融商品仲介業務を行っていることから、委託金融商品取引業者へ注文を<u>取次ぐ</u>方法しか採用できません。</p> <p data-bbox="156 546 288 577">4. その他</p> <p data-bbox="185 593 785 815">(1) お客様から執行方法に関するご指示(執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった注文については、委託金融商品取引業者に<u>取次ぎ</u>、ご指示いただいた執行方法により執行いたします。</p> <p data-bbox="150 880 785 1052">システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p>	<p data-bbox="868 210 1452 338"><u>なお、当行が注文を取り次ぐ委託金融商品取引業者の最良執行方針は、委託金融商品取引業者のホームページ等にてご確認ください。</u></p> <p data-bbox="817 353 1161 385">3. 当該方法を選択する理由</p> <p data-bbox="865 400 1449 528">当行は、金融商品仲介業務を行っていることから、委託金融商品取引業者へ注文を<u>取り次ぐ</u>方法しか採用できません。</p> <p data-bbox="817 546 949 577">4. その他</p> <p data-bbox="845 593 1449 815">(1) お客様から執行方法に関するご指示(執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった注文については、委託金融商品取引業者に<u>取り次ぎ</u>、ご指示いただいた執行方法により執行いたします。</p> <p data-bbox="810 880 1449 1052">システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p>

以上